

厚生食監発 0827 第 4 号
令和 6 年 8 月 27 日

公益社団法人 日本栄養士会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」等について(周知)

今般、機能性表示食品及び特定保健用食品（以下これらをまとめて「機能性表示食品等」という。）による健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）を改正し、施行規則別表第 17 の衛生管理計画の基準として、営業者のうち、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者は、機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供が義務化されました。

これに伴い、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号）、「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 3 号）及び「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 5 号・消食基第 190 号）を、各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知しました。

つきましては、貴下会員等関係者への周知をお願いするとともに、機能性表示食品等を含む、いわゆる「健康食品」等と健康被害事例の関連が疑われた場合には管轄の保健所へお知らせしていただくよう、併せて周知をお願いいたします。